

定 款 細 則

昭和57年4月23日制定
昭和59年1月26日改正
昭和61年5月2日改正
平成1年4月28日改正
平成3年5月14日改正
平成4年1月27日改正
平成7年5月9日改正
平成8年8月7日改正
平成10年4月22日改正
平成13年1月18日改正
平成16年4月26日改正
平成18年1月16日改正
平成21年5月11日改正
平成22年8月27日改正
平成23年1月24日改正

第 1 章 総 則

(適 用)

第1条 この細則は、社団法人長野法人会（以下「本会」という）の定款第46条に基づいて定められたもので、定款の規則を補足し、かつ定款に定めなき事項については、この細則に従うものとする。

(目 的)

第2条 この細則は、健全なる会の発展と活発にして円滑なる会運営の推進に資することを、その目的とする。

第 2 章 部 会

(部 会)

第3条 本会の運営を円滑ならしめるため、地区別あるいは業種別等の部会を設けることができる。

(所 属)

第4条 会員は、本会に所属すると同時に、その事業所を管轄する部会のいずれか一に所属しなければならない。

(運 営)

第5条 部会の運営に当っては、本会の定款等諸規定を準用するものとする。

(経 費)

第6条 部会の経費は、原則として本会からの交付金によるものとする。

(交 付 金)

第7条 交付金は次の5種類とし、それぞれ必要と認められる部会の会員数に応じて交付する。ただし、会費徴収の不要な「重複会員」等については、会員数に含めないものとする。

事業費補助	一社当	1,500円
交流費補助	一社当	400円
会議費補助	一社当	300円
事務費補助	一社当	200円
特別事業費補助		
会員数100社未満	一部会当	10万円
会員数100社以上 300社未満	一部会当	14万円
会員数300社以上 500社未満	一部会当	18万円
会員数500社以上	一部会当	20万円

※ただし、本会に事務局を置く部会はこの限りでない。

(事 務)

第8条 部会の事務は、それぞれの組織母体である団体等にこれを委託する。

第3章 会 員

(入 会 届)

第9条 本会の会員になろうとする者は、「入会申込書」に所定の事項を記載し、本会または部会に届け出るものとする。

(会 費)

第10条 会費は、次の基準により所定の期日までに1年分を一括して納入するものとする。

資本金 300万円以下	年額	5,000円
資本金 300万円超 1,000万円以下	年額	9,000円
資本金 1,000万円超 3,000万円未満	年額	17,000円
資本金 3,000万円以上 5,000万円未満	年額	28,000円
資本金 5,000万円以上 1億円未満	年額	55,000円
資本金 1億円以上 10億円未満	年額	73,000円
資本金 10億円以上	年額	85,000円

ただし、年度中途に入会した者については次のとおりとする。

4月～12月までの入会者	上記年会費の半額
1月～3月までの入会者	当該年度の会費免除

(会費の特例)

第11条 普通法人以外法人については、通常の会費徴収基準によらず、理事会において決定した額とする。

(会費の免除)

第12条 代表者が同一人である系列会社・支店等については、当該法人の申請により、常任理事会の承認を得て、その従たる法人の会費を免除することができる。

この場合、他の会員と同等の権利を主張することはできない。

(納入期日)

第13条 会費は、原則として毎年総会終了後2ヶ月以内に、本会あるいは部会に納入するものとする。

第4章 役員

(権利義務)

第14条 役員は、会員としての権利義務のほかに、役員会において会員の意志を代表する権利義務を有する。

(役員を選任)

第15条 役員を選任は、定款第15条の規定によるが、理事の選出に当っては、それぞれ部会の会員数に応じて次のように定める。

部会の会員数100社未満	1名
以降100社増すごとに	1名増

ただし、特定法人・団体加入部会及び青年部・女性部についてはこの限りでない。

- 2 特定法人部会ならびに団体加入部会については上記部会選出の理事とは別枠とする。
- 3 青年部長ならびに女性部長経験者は上記部会選出の理事とは別枠で引き続き本部理事として就任する。
- 4 役員は、選任される総会の日において満75歳未満でなければならない。

(常任理事)

第16条 常任理事は、委員会の委員長及び副委員長を兼務することができる。

(会計理事)

第17条 会計理事は、本会の会計を統括管理する。ただし、部分的に他の責任者に管理委託することができる。

(理事)

第18条 理事は、委員会のいずれか一に所属しなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、原則として無報酬であるが、慶弔並びに旅費に関してはこの限りではない。

- 2 役員慶弔並びに旅費に関する規程は別に定める。

第5章 顧問、相談役

(権利義務)

第20条 顧問・相談役は、役員と同等の権利義務を有する。

(任期)

第21条 顧問・相談役の任期は、役員に準ずる。

(報酬)

第22条 顧問・相談役の報酬は、役員に準ずる。

第6章 委員会・青年部・女性部・事務局

(運営)

第23条 委員会・青年部・女性部・事務局の運営に当っては、別に定める規程に従うものとする。

(責任)

第24条 委員会・青年部・女性部・事務局は、別に定める職務の範囲においてのみ、その責任を負う。

(会長印)

第25条 事務局は、会長の委託により会長印を保管することができる。
ただし、通常の届出印及び銀行印として使用するほかは、会長の承認がなければ使用することができない。

第7章 会議

(遵守事項)

第26条 会議においては、常に次の権利を尊重しなければならない。

- (1) 多数者の権利
- (2) 少数者の権利
- (3) 個人の権利
- (4) 不在者の権利

(責任範囲)

第27条 会員は、会議で行った討論・発言あるいは表決について、会外においてはその責任を問われない。

(出欠回答)

第28条 会議の招集を受けた者は、所定の期日までに出席について回答しなければならない。

(表決)

第29条 表決は、原則として挙手によるが、問題について意義の有無を会議に

はかり、異議なしと認める場合は、直ちに可決の旨を宣告することができる。

(議事録)

第30条 すべての会議の議事録は、議長の委託により事務局がこれを作成し、所定の確認を得た後、永久保存する。

2 会員が議事録の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限りこれを拒めない。

(議長の権限)

第31条 会議に関して定款等に定めなき事項が生じた場合は、その都度議長が会議にはかつてこれを定める。

第8章 細則の変更

(細則の変更)

第32条 この細則は、理事会の決議を経なければ、これを変更することはできない。

附 則

1. この細則は、昭和57年4月1日より施行する。
2. 第15条第2項の規定については、平成5年4月1日より施行する。
3. 第10条の規定については、平成8年4月1日より施行する。

59年改正=23条・24条・32条(青年部)
61年改正=7条(交付金)、10条(会費)
1年改正=7条(交付金)
3年改正=7条(交付金)、10条(会費)、
15条(役員を選任)、35条・41条・
42条・43条(会計)
4年改正=14条(役員を選任)
7年改正=10条(会費)・15条(役員を選任)
8年改正=7条(交付金)
10年改正=7条(交付金)
13年改正=7条(交付金)・10条(会費)・
15条(役員を選任)・23条(運営)・
24条(責任)・32条(責任者)
16年改正=7条(交付金)
17年改正=32条~43条(会計削除)
44条を32条へ繰上
21年改正=10条(会費)
23年改正=15条(役員)